



Newsletter

2026 年 1 月号

テーマ

税務動向

- [財政経済部の発足、韓国経済のさらなる発展を主導](#)
- [国税庁、新政府発足後の主要政策の成果および重点推進課題を報告](#)

例規・判例

○ 租税審判院

- [雇用増大税額控除の事後管理期間中に、合併により勤労者を承継させた場合、被合併法人の常時勤労者数が全て減少したものとみなして、既に控除を受けた法人税を納付すべきか否か](#)

○ 国税庁

- [自社製造した機械装置が統合投資税額控除の対象かどうか](#)
- [データセンターの運営において不可欠な設備である高圧変電設備、非常発電機等が統合投資税額控除の対象資産に該当するか否か](#)

2026. 1. 27

Deloitte Anjin LLC
Japanese Services Group(JSG)

税務動向

財政経済部の発足、韓国経済のさらなる発展を主導

政府組織法の改正案により企画財政部は、「財政経済部」と総理室傘下の「企画予算処」に分離されました。2008年企画財政部に統合された以後18年ぶりで、財政経済部は'26.1.2.（金）10時政府世宗庁舎の中央棟にて公式発足式を開催し、本格的な活動に入りました。

主な内容は次の通りです。

主要内容

○ 担当業務

- （財政経済部）経済政策の立案・調整、貨幣・外国為替・国庫・政府会計・税制・国際金融・公共機関の管理、経済協力および国有財産に関する事務
- （企画予算処）中長期国家戦略および財政政策の立案、予算・基金の編成・執行・成果管理、民間投資および国家債務に関する事務

○ 政策方向

- マクロ経済・民生の安定的管理、経済政策の合理的調整、効率かつ公平な税制運営、戦略的な金融・対外協力の強化、積極的な国庫管理、公共機関の革新を通じて韓国経済のさらなる発展を主導

国税庁、新政府発足後の主要政策の成果および重点推進課題を報告

国税庁は'25.12.11.（木）大統領主宰で開催された企画財政部および所管外庁、国家データ処の合同業務報告にて、新政府発足後の主要政策の成果と今後の重点推進課題を報告しました。

主な内容は次の通りです。

主要内容

○ 主要政策の成果

- 定期税務調査時、調査チームが企業に長期間常駐し、不便をかけていた旧来の税務調査慣行を刷新
- 申告内容確認の選定除外および定期税務調査の猶予等、税務負担の緩和により、企業が経営に専念できる環境を作る

○ 重点推進課題

- 「国税行政の AI 大転換」を通じて韓国の AI 3 大強国への飛躍の先頭に立つ
- 税務調査の通知後、3 か月範囲で納税者が着手時期を選択する「時期選択制」を導入
- 税務調査で主に検証する項目を事前に公開する「重点点検項目の事前公開制度」を導入
- 新産業（AI・バイオ等）と輸出企業に対して納期延長等の税政支援を最大限に行い、中小企業・小商人に控除・減免等の様々な税制優待を案内する「税金苦情解消センター」を新設
- 国家間の二重課税問題については、主な交易国とハイレベルな交流を強化して交渉の基盤を整え、特に未来戦略産業の APA を優先的に推進し、韓国企業の国際競争力の強化を支援

例規・判例

【租税審判院】雇用増大税額控除の事後管理期間中に、合併により勤労者を承継させた場合、被合併法人の常時勤労者数が全て減少したものとみなして、既に控除を受けた法人税を納付すべきか否か

(租税審判院 2025 ソ 1531、2025.12.1.、更正)

■争点

雇用増大税額控除を受けた被合併法人が事後管理期間中に合併されたことにより、合併法人に常時勤労者を承継させた場合、常時勤労者数が控除を受けた事業年度に比べて全て減少したものとみなして、既に控除を受けた法人税を納付すべきか否か

■事案

請求法人は 2021.6.4.、A 法人（以下、「被合併法人」と合併契約を締結し、2021.12.1.を合併期日として請求法人が被合併法人を吸収合併（以下、「争点合併」）し、争点合併の過程で被合併法人の勤労者は全て請求法人に承継された。被合併法人は合併前の 2018～2019 事業年度の法人税の申告を行い、「租税特例制限法」（2018.12.24.法律第 16009 号に改正される前のもの）第 29 条の 7 による雇用増大税額控除（以下、「争点税額控除」）の適用対象とみなし、総 000 ウォンの税額控除の適用を受けた。

被合併法人は 2021.12.1.請求法人に吸収合併されたことにより、2021 事業年度に被合併法人の常時勤労者数が全て減少したものとみなし、2022.2.28.、2021 事業年度の法人税の申告を行いながら、2018～2019 事業年度に控除を受けた税額（000 ウォン）を全額追加分納付した。請求法人は、合併時、雇用が承継されて争点被合併法人所属の常時勤労者数に実質的な減少がないことから、事後管理期間中に雇用が減少したものとみなすことができないと判断し、2024.6.10.処分庁に 2021 事業年度の法人税の還付を求める更正請求を行ったが、処分庁は請求法人に更正請求拒否通知を出し、請求法人はこれに不服して異議申し立てを経て審判請求を提起した。

決定要旨

租税特例制限法第 29 条の 7 第 2 項は、雇用増大税額控除を受けた内国人が全体の常時勤労者数が最初に控除を受けた課税年度に比べて減少した場合には、大統領令で定める通り控除を受けた税額に相当する金額を所得税又は法人税として納付するよう規定しており、同法施行令第 26 条の 7 第 7 項および第 9 項は常時勤労者数の計算方法を規定し、創業等を行った内国人の場合は、同令第 23 条（雇用創出投資税額控除）第 13 項を準用するよう規定している。同令第 23 条第 13 項第 3 号は、「合併等により従来の事業部門で従事していた常時勤労者を承継する場合、直前又は該当課税年度の常時勤労者数を定めることにおいて、直前課税年度の常時勤労者数は、承継させた企業の場合、直前課税年度の常時勤労者数に承継させた常時勤労者数を差し引いた数にして、承継した企業の場合、直前課税年度の常時勤労者数に承継した常時勤労者数を足した数にする。該当課税年度の常時勤労者数は該当課税年度の開始日に常時勤労者を承継させるか、又は承継したとみなして計算した常時勤労者数にする」と規定している。

旧租税特例制限法施行令（2013.2.15.大統領令第 24368 号に改正される前のもの）第 23 条第 10 項第 3 号イ目に「該当課税年度に合併等により従来の事業部門で従事していた常時勤労者を承継した場合」に合併法人の直前課税年度の常時勤労者数に対してのみ「承継した企業の直前課税年度の常時勤労者数に承継された常時勤労者数を足した数」とみなすよう規定したが、2013.2.15.大統領令第 24368 号の改正により被合併法人の直前課税年度の常時勤労者数に対しても「直前課税年度の常時勤労者数に承継させた常時勤労者数を差し引いた数」とみなす内容を追加した。2014.2.21.大統領令第 25211 号の改正により合併法人と被合併法人の直前課税年度だけでなく、該当課税年度の常

時勤労者数に対して「該当課税年度の常時勤労者数は該当課税年度の開始日に常時勤労者を承継させるか、又は承継したとみなして計算した常時勤労者数にする」という内容を追加規定しており、その後、条文の順番を変更して現行の条項に至った。2013年および2014年改正税法の解説にも関連条項の改正趣旨を「合併等を通じて従来の事業を承継する場合、常時勤労者を承継させた企業は、常時勤労者数に増減がないことを明確化」するか、又は「合併等の組織再編時、勤労者数が変わらないよう該当課税年度の常時勤労者の計算方法を明確化」するためのものであることを明らかにしている。（ソウル高等裁判所 2022.7.6.宣告 2021 又 49927 判決、同義である）

このようなこの件関連法令等の立法沿革、改正趣旨等に照らして見ると、この件関連条項は合併等の組織再編において合併法人と被合併法人の直前課税年度の常時勤労者数と該当課税年度の開始日の常時勤労者数が変動されず一致するようその計算方法を明確にし、これにより、税額控除の適用局面においては、実際に雇用が増大した部分について税額控除を受け、事後管理の局面においては、実際に雇用が減少した部分について既に控除を受けた法人税又は所得税を納付させるためのものと見られる。

【国税庁】自社製造した機械装置が統合投資税額控除の対象かどうか

(書面-2025-法人-1163、2025.10.17.)

■質疑

租税特例制限法第 24 条の統合投資税額控除の対象資産に自社製造により取得した資産が含まれるか否か

■事実関係

- 質疑法人は精密工作機械装置等を自社製造して販売する機械装置メーカーである
- 質疑法人は精密機械装置の製造技術と装備等を備えており、必要な機械装置を外部から購入せず、直接製造することが可能である

回答

製造業を営む内国法人が、該当事業に直接使用する目的で事業用有形固定資産に該当する機械装置を自社製造した場合、同資産は「租税特例制限法」第 24 条の統合投資税額控除の適用が可能なものである。

【国税庁】データセンターの運営において不可欠な設備である高圧変電設備、非常発電機等が統合投資税額控除の対象資産に該当するか否か

(書面-2025-法人-1158、2025.11.4.)

■質疑

データセンターの運営において不可欠な設備である高圧変電設備、非常発電機等が統合投資税額控除の対象資産に該当するか否か

■事実関係

- 質疑法人は'21年データセンターのコロケーションサービス(*1)およびクラウドコンピューティングサービス(*2)の提供を目的に設立された法人であり、現在、データセンターを建設中である
 - (*1) 企業が独自のデータセンターを構築せず、専門事業者が提供するデータセンターのスペースにサーバーとネットワーク装備等のIT資産を設置・運営するサービス
 - (*2) インターネットを通じてサーバー、ストレージ容量、ネットワーク、ソフトウェア等のIT資源を提供するサービス
- データセンターの建設において、高圧変電設備、非常発電機、冷却システム等はデータセンターの運営に不可欠な設備である

回答

「租税特例制限法」第24条の統合投資税額控除を適用するにあたり、建物自体の効用および便益を増大させるための一般的な電気・冷暖房設備等は、建物の附属設備として「租税特例制限法施行規則」「別表1」に該当し、統合投資税額控除を適用することができないが、データセンターに設置する電気・冷却・消防設備等がデータセンターの運営に直接かつ不可欠な設備に該当する場合は、「租税特例制限法」第24条第1項第1号イ目による機械装置等の事業用有形固定資産として統合投資税額控除の対象資産に該当するものである。但し、質疑法人のデータセンターに設置する設備がこれに該当するか否かは事実判断する事項である。

デロイト安進会計法人

Japanese Services Group (JSG)

私どもデロイト安進会計法人は、全世界的な組織である Deloitte Touche Tohmatsu LLC（以下、「DTT」又は「デロイト」）のメンバーファームとして DTT のノーハウとデータベースを共有し、他のメンバーファームとの協力体制の下で顧客のニーズにお応えする様々なサービスを提供しています。

なお、弊法人は DTT の日系企業向けの専門組織である JSG（Japanese Services Group）の一員として韓国に進出する日系企業に対して専門化したサービスを提供する、「デロイト安進会計法人 JSG」を有しています。

デロイト安進会計法人 JSG は、日本語によるコミュニケーションだけでなく、該当分野で豊かな経験と知識を持つ人材を中心に様々なサービスを提供しております。

JSG のサービス内容については、ウェブサイト（[韓国での日系企業向けサービス](#)）をご参照ください。

当ニュースレターについて、ご質問事項などがございました場合は次の担当者までご連絡ください。

担当者：徐正旭（Seo, Jung Wook） / TEL +82-2-6676-1871 / juseo@deloitte.com

李志殷（Lee, Ji Eun） / TEL +82-2-6138-6680 / JiEunLee1@deloitte.com

ニュースレターに掲載されている内容及び意見は、一般的な情報提供のみを目的とし、安進会計法人の公式的な意見を述べるものではありません。

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.

© 2026. For information, contact Deloitte Anjin LLC